

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文	目次
○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）	1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）	3

改 正 案	現 行
1・2 (略) 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和七年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 別表 一・二 (略) 三 (略) 四・五 (略) 六 (略) 七、三十四 (略) (削る) 三十五 (略) 三十六 名古屋港臨海地区 イ (略) ロ 愛知県東海市南柴田町ロノ割、ハノ割、ニノ割、ホノ割、	1・2 (略) 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和六年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 別表 一・二 (略) 二の二 (略) 三・四 (略) 四の二 (略) 五、三十二 (略) 三十三 田原地区 <u>愛知県田原市緑が浜一号及び二号の区域のうち主務大臣の定める区域</u> 三十四 (略) 三十五 名古屋港臨海地区 イ 愛知県名古屋市の区域のうち次の区域 (1) 南区星崎町大手堤、一ノ割、二ノ割上、二ノ割中、二ノ割下、三ノ割上、三ノ割中及び三ノ割下の区域 同区丹後通二丁目、丹後通五丁目、神松町一丁目、神松町二丁目、星崎町繰出及び大同町一丁目から大同町五丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域 (2) 港区本星崎町、大江町、昭和町、船見町及び潮見町の区域南区本星崎町字外屋敷及び加福町一丁目並びに港区空見町の区域のうち主務大臣の定める区域 ロ 愛知県東海市南柴田町ロノ割、ハノ割、ニノ割、ホノ割、

ヘノ割、トノ割、チノ割、リノ割、ヌノ割、ルノ割及びヲノ割並びに荒尾町ヨノ割、タノ割及びレノ割の区域 同市東海町及び元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川右岸及び海岸線で囲まれた区域 同市元浜町、南柴田町イノ割、新宝町、名和町南埋田並びに荒尾町池下、リノ割、ワノ割、カノ割及び船江の区域のうち主務大臣の定める区域	ヘノ割、トノ割、チノ割、リノ割、ヌノ割、ルノ割及びヲノ割並びに荒尾町ヨノ割、タノ割及びレノ割の区域 同市東海町及び元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川右岸及び海岸線で囲まれた区域 同市元浜町、南柴田町イノ割、新宝町、名和町南埋田並びに荒尾町池下、ワノ割及びカノ割の区域のうち主務大臣の定める区域
三十七〇五十六 (削る) (略)	ハ 愛知県知多市北浜町及び南浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線及び海岸線で囲まれた区域 同市緑浜町の区域のうち主務大臣の定める区域
五十七〇七十四 (略)	ニ 愛知県海部郡飛島村東浜二丁目及び東浜三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域
	三六〇五十五 (略)
	五十六 阿南地区
	徳島県阿南市橘町幸野の区域のうち主務大臣の定める区域
	五十七〇七十四 (略)

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案								現行	
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）	
区分	区域	第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	第七地区	区域
	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第四号及び第六号に掲げる地区の区域	区域令別表第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第十五号から第十七号までに掲げる地区の区域	削除	区域令別表第二十二号及び第二十三号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十四号、第二十九号及び第三十三号に掲げる地区の区域	区域令別表第三十六号及び第三十七号に掲げる地区の区域	区域令別表第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域	
	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域令別表第五号及び第十号から第十二号までに掲げる地区の区域	区域令別表第十三号から第十五号までに掲げる地区の区域	削除	区域令別表第二十号及び第二十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十二号、第二十七号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域		

第八地区	区域令別表第三十九号、第四十七号及び第四十八号に掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十四号、第四十九号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十一号から第五十五号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域
第十一地区	(略)
第十二地区	(略)

第八地区	区域令別表第三十八号、第四十六号及び第四十七号に掲げる地区の区域
第九地区	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域
第十地区	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域
第十一地区	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域
第十二地区	区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域